

## 平成25年第3回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成25年9月18日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企画環境経済部長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
税務課長	足立篤隆
収納管理課長	服部昇三
企画課長	堀仁志
環境経済課長	平岩敬康
保険医療課長	服部敦美
福祉健康課長	加藤周志
建設課長	那波哲也
学校給食センター所長	田中幸治
歴史民俗資料館長	高木敏彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	浅井将利
主事	伊藤博史

1. 議事日程（第3号）

平成25年9月18日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第49号議案 笠松町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第50号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第51号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第5 第52号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第6 第53号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第7 第54号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第8 第55号議案 平成24年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第56号議案 平成24年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第57号議案 平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 日程第11 第58号議案 平成24年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第59号議案 平成24年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第60号議案 平成24年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

○議長（岡田文雄君） おはようございます。

きのうに続きまして、一般質問に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） きんのうに引き続きまして、4番 川島功士議員の再質問を開始します。

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 御丁寧な答弁をありがとうございました。

総合計画の必要性については、必要不可欠であるというふうに考えていただいております。ということで、この辺は、私の質問にあったように、同じ考えであるということで、大変ありがたいなと思っておりますけれども、基本計画の進捗状況に応じて順次議員さんと相談してというような話があったんですが、どんなことを想定して、もう一回御相談をということを考えておられるのか、その点についてちょっと教えてください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 10年計画の中で、3年ごとのいろんな見直しをやっておる中で、来年、再来年、5年目に当たるときには、その次の5年のことに対して、いろんな社会状況の変化や、経済状況の変化や、あるいは行政に対するいろんな要望の変化や、大きな変化が出てきたときには、総合計画といえども、計画の中には変更しなきゃならないのが出てくる可能性というのはやっぱりあると思いますから、そういう状況において、相談をしながら対応をしていこうという意味で申し上げたことであると思いますが、基本的にはそれが計画の中で進められることが一番いいんですが、そういう御理解をいただければありがたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） そうですね。いろいろ大きな災害が起きるかもしれませんし、いろんなことがあると思いますので、その辺はそれとして、もう1つ、うちの町ということで限って言えば、例えば議員は同じような顔ぶれなんですけれども、町長さんがかわるということもあり得るわけですね。今とても安定した政策を行っておって、大変ありがたいんですけれども、ずうっと広江町長さんがやられるというわけではない、いつかは誰かに交代すると。

例えばそういうときに、この間の4回目の選挙のときにもマニフェストを出されたと思うんですが、町長さんは4回目なので、総合計画の内容もよく御存じの上でつくられたと思うんですけれども、新たな方がもし出てこられたとすると、マニフェストの内容と総合計画の内容の

整合性というのがとれるかどうかというのはちょっと未知数のところがあるかもしれないですよ。そういった場合は、どのように整合性をとったらいいと思われませんか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 町政の方向性や、あるいは総合計画というのは、町の行政の継続性から見て、根本的な違いを持って出てこられる町長であれば、これは多分議会の皆さんとの協議の中で基本計画の変更をされることであって、大概の行政の継続性を尊重してやることは、やはりどの方が町長になろうとも、そのことは承知して対応することが町民の皆さんへの大きな貢献ではないかとは思っておりますので、そのときはそのときの考え方で、それぞれ議会とも協議されるものだと思いますが、今申し上げたように、基本的には行政の継続性を重んじて対応を進めていかれるのが常ではないかとは思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） まさしく私も町長の御意見と同じだと思うんですけども、笠松の町長に立候補されるような方で、そんな変な方はお見えにならないと思いますけれども、例えばここかの市長さんのように一人で先走ってしまったり、そういう場合も、今までほかの自治体を見ているとなきにもあらずなんですね。笠松の町民の方は賢いので、そんな方を選ぶようなことはないとは思いますが、なってからどう変わるかということについては未知数の部分というのもあるんですね。

がんじがらめにしてしまうのがいいとは思いませんけれども、次期総合計画を策定するまでにはどういうふうにするかということ調査・研究していただけるということなので、例えば自治基本条例みたいなものですね。町長さんがかわられたら総合計画もつくりかえるとか、任期にあわせて4年ごとのローリングをするとか、そういうふうにやられておる自治体もありますので、そういうことも含めて、ちょっと調査・研究をしていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員が言われたように、どういう意味で極端かはわかりませんが、極端な方が出てこられるかどうかはやっぱり住民の判断であります。例えば首長としてそういう方が出てこられたとしても、今の地方行政、国というのは二元代表制になっていますから、首長だけの判断で行政が全て回るわけではありません。ですから、そのためのチェック機能としての議会の権能というのは、やっぱり大きな力を発揮されることだと思いますから、その辺は議会と執行部とのそういうやりとりの中で、町民の皆さんの一番いい方法をとられる、こういうことがシステム上も認められていますから、賢明な御判断は、議会の皆さんと一緒に進められるのではないかと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 議会の機能としての部分は重要だと思いますけれども、ぜひとも町政の部分としてのそういう基本的な方向性みたいなものも勘案して、検討していただきたいというふうに思っております。

それから、町並み景観とか、いろんなことを総合的に再質問をさせていただこうと思いますが、済みません、中途半端な時間ができてしまったので、中途半端に考えがぐちゃぐちゃになってしまいますから、ちょっと変な質問になってしまうかもしれませんが、答弁の中で多分あったと思うんですけれども、笠松に郡代が置かれ、最初の県庁所在地があったとか、木曾川の港町で重要な交通の要衝であったとか、木曾川という非常に大自然の風光明媚、いろいろ苦しめられた部分もあるんですけれども、おかげで栄えたという部分もあるということは、笠松の誇りだというふうに思っておりますが、その点について、町長、御異論はありますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 笠松のいろんな状況を見ましても、私も初めから思っておるのは、やはりこの笠松というのは、歴史的な財産も、文化的な財産も、地理的ないろんな恵まれた財産も、また住民の皆さんの人的な財産も、本当にしっかりしたすばらしい財産を持った町だと思っております。それを私どもがしっかり継承しながら、未来に、将来につなげていく。そういう重要な役割が我々にあるのではないかと思っておりますが、この町の私の思いであります。

[4番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 私も、認識としては同じなんです。

例えばある方から、土地を用意して移築して、テーマパークみたいなものをつくったらどうかという話があるんですよ。そういうことを言われる方もお見えになるんですけれども、それをやるための土地的な問題、それからそれをするだけの財政的な問題もありますし、しかもそれをやるために一番大事なのは、そういうことをやっていいよという町民の方々の意識の醸成というのがまだそこまでできていないというふうに僕は思っているんですね。

それは確かに、遊園地的な、テーマパーク的なものがあれば、目玉にはなりますし、そういうことにはなるだろうとは思いますが、町長の答弁にもたしかあったと思うんですけれども、いろんなものが点在しているので、点じゃなしに、点を結ぶことで面として整備していきたいというお話があったと思うんですけれども、まさしくそれが笠松町という大きさ、レベルからいうとベターな選択だろうとは思いますが、点が点として残っていけるかどうかということに関しては、非常に疑問があるんですね。

例えば同じ神社仏閣としても、ずっとその建物がそのまま残るという保証はないわけですよ。ましてや個人がお住みになっている住宅の場合だと、生活に不便であったり、いろんなことであつたりして、建てかえるのに規制はなかなかできないだろうというふうに思うんですが、そうすると、その一個一個の点がどんどんなくなっていってしまう可能性があるわけですね。現時点でも、既に昭和40年代以降、どんどん減っているんですね。40代、50年代の初頭までは、結構うちの町も景気がよかったと思いますので、そんなころからどんどんなくなってしまっているんですが、そういう状況をお考えになって、どのように思われておりますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 笠松の中には、今の言われたように、神社仏閣もそうでありますし、あるいはいろんな建物に対しても、古い建物が多い町でもありますが、果たしてそれが歴史的、文化的な価値があつて残さなきゃならないものなのかどうかという判断がまず第一でありますし、例えば杉山邸のようなもので、いわゆる文化財として認められたようなもの、そういうものはやっぱりいろんな価値が公にも認められていることであり、保存する価値があると思えますし、まだそれがほかにも必ずこの町にはあるんですね。だから、それを個人の所有のまま、いわゆる今のような登録文化財のような形でしっかり残していただければ、我々行政も手を差し伸べることができるんですが、そうでない部分に関しては、文化的、あるいは歴史的な価値というのは、これはやっぱり公に認められない限り、それを集約して、それをどうのということが非常に難しい状況であると思えます。

そして、いつもこの笠松のことでよく言われていたのが、前の各務原市長の森さんが、この堤防の上を通るときに、笠松の町を見ると、本当にこの町は歴史的な古い落ちついた重さを感じる町やということ、いつも通るたびに、上から見るとそう思える町なんだよということを感じておられました。それは我々住民が町の中を歩いては感じないこともあるんですが、外の方が通って笠松を見たときに、そういうような感じを持たれるということ、これも面としてやっぱり一つの財産だと思いますから、そういうのをどう保存ができて、どう笠松の町のイメージづくりができるかということも、ソフトの面も含めて考えていかなければならないのが我々の仕事ではないかと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） まさしくそのとおりだと思うんですね。

我々が気がつかないことってたくさんあると思うんですね。

例えばこの間の震災のときにでも、日本人は整然と並んでいたとか、人に道を譲ったとか、食べ物も老人や子供から先に渡したとか、略奪がなかったとかということの世界から言われて初めて日本人ってそうなんだと。多分日本人だと、ほとんど何も考えなくても、普通にそうす

と思うんですね。それは世界から言われて初めて、ああ日本人の誇りなんだと感じたところだと思うんですね。そうすると、その具体的な事実をみんなが知らないで誇りにならないということだと思うんですよ。

だから今町長が言われたように、元の各務原市長の森さんがそうやって言われたということをはいかに町民の皆さんや外の皆さんに伝えていくか、意識を共有していくかということがまず一歩だと思うんですね。それがソフト的施策の一番重要な部分だろうというふうに思っています。

そういうことによって、笠松はこういう町で、実は住みにくい部分もあるんだけど、そういう重さがある、そういう歴史的なものも点在しているということ。そういうものを知った上で、みんなが一緒になって、この町をそういう形で残していこうという誇りの持てるような部分というのを醸成していくのが一番大事だなあというふうに思うんですね。それは、お金をかけるとか、かけないとかということではなくて、そういう町なんだからみんな一緒にやろうよという、ソフト的な、例えば笠松を語り継ぐ会であったり、元気きそがわであったりというNPO法人もできてきましたので、そういうことを含めながら、住民の皆さんのやる気スイッチを押していただくというのが一番役者の重大な仕事だと思うんですが、その辺のところはどうですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 私もかねてから思っているのはそのことでありますから、そういう意味において、例えばまちの駅もその一つになるかもしれません。そしてまた、鮎鮎ウォーク等で県外から笠松町を歩いて見ていただく運動もそうかもしれません。

そしてまた、これは我々がやっているわけではないんですが、名鉄ウォークが、本当は1年に1回ずつやるような地域が余りないんですが、皆さんの熱意と笠松のよさをわかって、名鉄も何回も名鉄ウォークを計画していただいている。これもやっぱり大きな財産だと思いますし、今言われた笠松を語り継ぐ会や、あるいは元気きそがわ等のまちづくりのNPO法人ができている町というのは、そうたくさんあるものじゃないですから、そういう皆さんの力やソフトを生かした町全体のまちづくりが徐々には整いつつあるときでありますから、まだまだいっぱいこれから課題が残っておりますが、そういう基盤を今まで3年、4年かかってつくっていただいた部分もありますから、我々行政も一緒になって、協働して動いておりますので、議会の皆さんも、あるいは住民の皆さんも、そういう思いやまちづくりに対して御理解いただけるようなことを、これからもっともっと我々も発信することが大事ではないかと思えます。

そしてまた、ふるさと納税にしても、いろんなPRの方法もありますが、これはふるさと宅急便ということで、私どもの町のよさをアピールした場合、本当に岐阜県下では断トツに多い数が今入ってきておる状況も、やはりそういう全体の我々のまちづくりの中の一つではないか



と思いますので、今、議員が言われたようないろんなソフトの面での対応、まちづくりの対応というのは、そういうことでまた進めていけばいいのではないかと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 前向きな御答弁だったと思います。ありがとうございます。

私もいろんなところで、そういう方向性で協力をしていきたいというふうに思っていますし、現にしているつもりでもあります、部分的には。

ということで、そういった前提に立ったときに、中心市街地のお話もありました。なかなか、今までいろいろやってきたんだけど、うまくいかなかったということも打ち合わせの段階からお聞きしましたが、そういった部分で、例えばまちの駅というところも含めて、歴史民俗資料館というのは非常に一つの中心市街地の拠点だと思うんですが、その辺の今後の政策としてどう持っていかれるのかということをちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 歴史民俗資料館のこれからの持っていく方ということも大事であります。今まで16年間歩んできたやり方に関して、16年間のうちで約11万人以上の方があそこへお見えになったということでもありますから、これは町内だけじゃなくて、県外や町外の方がいっぱいお見えになりました。そういうことを毎年計画している企画展や、あるいはいろんな講演会や、いろんな行事が定着してきた部分もありますから、これは近隣の資料館を見てみても、笠松町の歴史民俗資料館というのは、皆さんの御努力によって本当に評価が高い資料館になっているのではないかと思います。

それを継続しながら、今聞いていますと、あそこには町民の皆さんからお寄せいただいたいろんな資料や財産が6,000点ほどあるようでありまして。件数からするとその倍以上ありますが、種類からするとあるようでありまして。それはあの歴史民俗資料館だけで管理ができないですから、今、門間と両方に分かれていることですが、そういう貴重な資料がそれだけあれば、なかなかきちっとしたデータベースで残っていないと、せっかくの宝物が埋没するおそれがありますから、データベース化も含めて、今資料館のほうでこつこつとやっていますから、そのこともしっかりデータとして整えた中で、新たな企画展やいろんな催しができれば、もっとも多くの皆さんに喜んでいただけるような資料館として僕は発信できるのではないかと考えていますので、そういうもつとで進んでいくことがこれからの資料館の方向ではないかと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。私もそういうふうに考えております。

恐らく近隣の市町、特に町村のレベルの資料館の中ではピカーだと、私もあちこち見に行ったり、毎回の企画展を見せていただいたり、そうでないときにお邪魔したりしていても、本当にそういうふうに思っております。

近年は高木先生にかわられて、随分とデータの整理というか、そういういろんな預かっているものの整理もできてきたというふうに思います。

ところが、一つだけちょっと苦言というかあれなんですけれども、スキャナーがないんですよ、電子データ化するのに。少なくとも資料館にはA3ベースのきちんとしたスキャナーの一台ぐらいはないと、昔のように1台何十万もするような時代ではないので、数万円程度で買えるわけですから、例えば公民館の中に、文書データを一気にPDF化できるようなスキャナーでも2万円も出せば買えますんで、そういったものが公民館と資料館ぐらいにはぜひとも備えていていただきたいというふうに、これは要望をお願いしておきたいと思います。

あと今、町長がお答えになっていただいた資料館の方向性っていうのは、教育文化部的な発想だなあというふうに思うんですね。先ほど言いました名鉄ウォークのことも、一番最初はどういうわけか、普通はあり得ないんですけれども、名鉄のほうから話があって、話をしたら、皆さん非常に住民の方が気持ちよく乗っていただいて、やってみたらおもしろかったということだろうと思うんですけれども、どんどんどんどん発展してきているという形で、行政の方が住民の方々のスイッチを押していただいたというふうに、いい例だなあというふうに思っておるわけなんですけれども、例えばそういう企画、要するにまちづくりの面から考えた資料館の方向性と教育文化部的な考え方の方向性というのが、方向が違っているとは思いますが、若干のタイムラグがあるような気がします。だから、方向性の度合いが間違っているとか、方向が違っているとかじゃなしに、若干のタイムラグがあると。それは本庁舎にないからだというふうになっちゃうと、それもまずいと思うんで、その辺のところは、今後、資料館の実質的な人的な運営面として、ぜひとも考慮に添えていただきたいなあ、これも要望にしておきます。

もう1つは、先ほど町民のソフト的な話という、やる気スイッチを押していただけるとありがたいという話をしたんですけれども、先日、今度第9回目になるんですか、木曾川凧あげまつりの第1回の実行委員会をやりました。私もたまたまというか、時間があったので、寄せていただいたんですけれども、企画の職員の方がお見えになっていろんなことをお話ししていただいたんですけれども、基本的に木曾川凧あげまつりは住民の方がみずから企画もして、みずから運営されておるのね。確かに、例えばテントを貸していただいたり、立てるときにちょっと助けていただいたりとか、大だこは揚げられないものですから、大だこのときに揚げさせていただいたりという、職員の方にいろいろとお助けいただいておりますのは事実なんやね。

しかし、その実行委員会にお見えになって、多分これは企画の中で、そういう統一した意見として持ってこられた、個人で言われた意見ではないと思うので、持ってこられた方を責める

わけではないんですが、これはできません、あれはできません、それはできませんという、できませんを先に栓をされてしまうと、もう話が進まないんですね。

だから、先ほど言ったように、せっかくやる気になっている住民の方々のスイッチを押していただくような方向で話をさせていただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今のお話の中で、ちょっと僕自身は具体的な要件がわかりませんから、細かくはお答えできませんが、ただ全体的なことにおいては、実行委員会でやられることで、我々行政がいろいろ後押しすることは、それは当然であります。

けど、行政があれもやり、これもやりということは、実行委員会の皆さんに御理解をいただかなければ。全てテントも張り、物も運び、何でもやりという、全部行政がお膳立てをしてやるかといえば、それは実行委員会の意味がありませんから、手づくりの実行委員会で皆さんが一生懸命やっていただくことにおいて、場所を提供したり、例えばそういうようなテントを提供したりすることは、我々がお手伝いしなければできないことではありませんから、いろんな運営の中において、行政が全てあれもやり、これもやりということは僕は無理だと思うし、できないことであり、具体的なことはまたいろいろ担当者が実行委員会の方とやってみえることだと思いますが、決して全てを供して物事を運ぶことを考えているわけではなくて、今までここまで来たのも、そういう協力の中でやってきたことが、いろいろ反省の中で、お互いにすみ分けをしてきちっとやろうという意味で言ったのではないかと思いますので、その辺のことはまた、お互いに大会を期待されている多くの皆さんのためにいい判断をしながら、協働でやっていくことが大事ではないかと思っております。細かいことはちょっと状況はわかりません。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

もちろんその実行委員会のほうも、自分たちでやれることを行政にお願いしちゃおうとか、これもあれもみんなやらしてもらおうなんていう思いはもう本当になんていんですね。どうしても人手が足りないところを、ちょっと1人か2人かしてほしいとか、いろいろあると思うんですけども、大体基本的に自分たちでやるというスタンスでやっておりますので、その辺のところを、できませんという状況を先に口走られてしまうと、例えば中心市街地の話し合いがあったというのも、結局住民の方々のスイッチを押すことができなかったんだらうと、僕はそういう判断をします。確かにそのときは景気もよかったんだらうし、その必要もなかったのかもしれませんが、そういうことができなかったんだらうというふうに思います。

ことし1月でしたか、議会の研修で羽咋市へお邪魔して、そのときの話の内容を企画の方にも録音したものを聞いていただきましたけれども、あそこまでちょっと変わった職員の方とい

うのはなかなか難しいかもしれませんが、あの方がやられたのは、結局住民の方々がみずからやるというスイッチを押されたことだと思うんですね。だから、あの方の話を聞いていると、物すごい情熱を感じるわけなんですね。

松下幸之助さんの言葉で、熱意は磁石、人を引きつけるという言葉があるんですけども、まさしく職員の方、もちろん我々も議員も一般住民もそうなんですけれども、職員の方がまず我々が何とかするんだという情熱を持って当たっていただきたいというふうに、まずこれはお願いをしておきます。

あと中心市街地の中で、先ほどの商業地の問題のほかに、土地利用の問題で、松枝地区とか、そういういろんなところ全体を含めてという話だったんですけども、都市基盤の整備をというような話があったと思います。

ちょっと伊藤さんの質問にも重なる部分もあるんですけども、先日も時間100ミリを超えるような大雨、だからといえば確かにそのとおりなんですけれども、私の家の前もあと1センチ、もうほとんど玄関の敷居のレールの幅分ぐらいを越えると床下浸水というところまで来ました。現に洪水ハザードマップで、あのあたりは真っ赤っかで、一番危険なところではあるんですが、例えばせっかく定住促進が知っておったか知らないのかは別にして、新しく住宅を買われて住まれている方が、見る見るうちに目の前に30センチ、40センチの水が家の前にたまっていく。確かに田んぼ1枚を埋め立ててありますので、排水は片方しか落ちないとかいう話もありました。でも、そうじゃなしに、その辺の水路にも落とすようにというような答弁があったと思うんですけども、4時ごろでしたかね、雨がひどかったのは。5時を過ぎてからはほとんど上がっていましたので、笠松地区、松枝地区、下羽栗まではちょっと競馬場の東の駐車場ぐらいまでしか行けなかったんですけど、ずうっと見て回ったんですが、笠松地区の中で、あそこまで水がたまっているところはなかったんですね。

要は笠松地区というのは、もともと農業地ではないので、遊水地とか農業排水路に頼ったような排水ということは考えておられない。もちろん100ミリは想定されていない、50ミリだと思うんですけども、ということは、今まで松枝地区、下羽栗地区も多分そうだとは思いますが、要するに農業地として、遊水地としての機能を利用するために、優良な農地として残しますみたいなことが総合計画にも書いてあったと思うんですけども、農地としての水を捨てるための排水機能というのを農地に求め過ぎていたのではないかなあというふうに思うんですね。その辺のところはどういうふうにお考えになるのかなあというのが1点ですね。それをお尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） ちょっと一般論でお話をさせていただきたいと思います。

排水路の、要するにオーバーフローの理由の関係について、ちょっとお話をさせていただき

ますと、まず議員が御指摘のように、時間100ミリというような猛烈な降雨というのが、オーバーフローの大きな要因であると思います。

それからまた、これも議員が御指摘のように、松枝地区、下羽栗地区の排水路と申しますのは、土地改良で構築されました排水路でございまして、当然のことながら土地改良でございまして。農業サイドによる降水計画によって計画がされているものでございまして、笠松の町の中でいきますと、基本的には公共下水道というような考え方でやっておりますので、その農業と公共下水道の関係の中では、いわゆる公共度の関係が違うということと、それから農業用でいきますと、先ほどおっしゃった水田等の湛水の部分についても幾らか考慮がされておまして、流出係数等が小さくなっているような部分でございまして、断面は若干絞られているようなところがございまして。

それと、さらに田代とか長池の土地改良につきましては、これも御存じのように用排が兼用になっておまして、要するに用水に水がある時期は、天気のいいときでも満杯になるような格好になっているようなところでございまして。

それで、先般のオーバーフローの関係でございまして、用排兼用の水路につきましては、各水田の、いわゆる取水堰の個人が管理しておみえになる取水壁の開閉等という関係についても若干の問題はあると思うんですが、基本的にはパイプラインから各水路に分水する水については、9月4日の午後に全て分水工については遮断をされたということでございまして、用水の本線からの水自体は排水路のほうには流れていなかったということでございまして、やはり根本的には、排水路の断面が降雨量よりも小さかったもので、一時的に水があふれ出たということであると考えております。

それからさらにもう1つ、松枝地区にいきますと、これらの支線は全て松枝幹線排水路に入ってくるわけでございまして、その松枝幹線排水路のほうも、かなり床断面の水が満杯になっておりますので、そちらのほうへはけ切れなかったということも、そちらの各支線の水が引かなかったという要因の一つでもあると考えております。

それから、農地がどんどんなくなっていくという部分につきましては、これは先般の伊藤議員さんの御質問の中で町長がお答えしたように、やはり遊水地の部分は、個々に各戸貯留とかいろいろ考えながら、とにかく市街化の推進は、都市計画区域である以上、進展は図っていく必要はあるんじゃないかなというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

想定内の答弁だったと思います。私もそうは思っておるわけなんですけれども、特に湛水以外に羽島用水との協定もないというふうに聞いておりますが、例えば個人で管理されておる取

水壁というか、板というか、そういうものを、時間雨量100ミリを超えるような雨が降りますよというものは、今もうピンポイントまではいかなくても、ある程度予報の段階でわかりますよね。ましてやこの間の台風18号ですと、もう来るよというのはもともとわかっておるわけなんですよね。

そうしたら、町として羽島用水に対して、警報が出た場合は、先にそういうのを取り除いてください、門は全部あけてくださいということはお願いできないんですかね、そういうことは。もちろん農業の部分というのは確かに大切ではあるんですけども、用排一体となっていて、しかもその排水機能を用排一体となった農業用のものに頼っているという現状で、しかも都市化が進んでいて、湛水能力が落ちてきていて、目の前の道が全部水没してしまっているという方々の心情を考えたときには、何もしませんでしたと。例えばこの間の雨を教訓に、うちは何も手を打っていませんというのではおかしいんじゃないかと思うんですね。

まずは、そういうできるところから羽島用水にお願いをしてみるというような考え方はありますか。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 羽島用水の事前の協議についてでございますが、基本的には羽島用水自体が雨量の予測した段階の中で、各水路、それから水門等については、9月4日でございますと、午後1時からずうっともう回られたということで聞いております。

それから、個々の堰につきましては、大きな、例えば松枝幹線排水路の最終の水門等につきましては、羽島用水さんも当然回られますが、実は建設課のほうでも、過去そういう止水堰が今まであったというようなところについては、やはりそういうようなところでかなり水路が漏れているとか道路が冠水しているというような情報もいただいた中で、そちらの部分についても一緒に点検といいますか、調査、パトロールはしてっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

それは確かに、私も4日の日にここへ来たときに、大変忙しい思いをされていたのは目で見たのでわかっておりますけれども、例えば時間雨量100ミリを基準にしてはいかんですけれども、現実に起こったんですね。もう想定外じゃないんですよ、想定内にしなきゃいけないんですね、基本的には。それに合わせて都市構造を変えるというのは不可能かもしれませんが、100ミリの雨は降ったんだという現実が残っておるわけなんやね、現実が。

そういったときに、例えば降りましたから、冠水しているからあけましたではもう遅いんですね。降るといのがわかっているんなら、降ってもう水量がふえておるわけで、オーバーフローして冠水しておるわけなんですから。そこへ行くことの危険性のほうが高い。

よく洪水のときに、お年寄りの方が田んぼに見に行き、流されて行方不明という話がニュースで流れますが、同じことだと思うんですね。だったら、降る前に措置をするような方法というのはないんですか。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 先ほどもお答えしましたように、予想される段階の中で、羽島用水さんのほうはもう既に動いておみえになるということで、基本的に排水路の管理につきましては、これは土地改良でつくられた排水路でございまして、管理者自体は羽島用水土地改良区でございまして、ただ、うちもそちらのほうへ排水等を流させていただいているということで、お互いに協力しながらやっているという状況でございまして、先般の9月4日の雨につきましては、もう午後一から羽島用水さんのほうは動いておみえになったということでございまして。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

先ほど言ったように、もう想定外ではないんですね。今後そういったことを含めて、都市化を進めていくのであれば、そういうことも念頭に置いて、まちづくりをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

最終的にはちょっと変な方向に行ってしまいましたけれども、そういう安心して暮らせる町ですね。せっかく定住促進で来たのに、あっという間に用水路があふれて、目の前が水浸しになってしまって何ともならなんだわという話が広まってしまっただけでは、笠松に家を建てるのをやめようかということになってしまいますので、ぜひとも根本的なまちづくりの根幹かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） それでは続きまして、1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 議長の許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、防災対策についての質問をさせていただきます。

7月10日午後10時ごろ、瓢町のクリーニング会社から出火があり、鉄骨2階建ての工場の一部を焼き、11日の1時過ぎまで燃え続けました。3時間以上燃え続け、隣接住民の皆様は非常に怖い思いをされたと思います。

住民の安心・安全を確保するためには、お互い事業所も住宅も火事を出さない対策が一番ですが、出火してからの対応が一番大切なのではないでしょうか。つまり火災警報器の設置、消火器の設置が大切と私は考えます。

そこで1つ目の質問ですが、過去3年間の笠松町内で起こった火災の件数と、それに伴っての消火器の使用件数をお聞かせください。また、そのうちの住宅、店舗、事業所の火災件数と、

それに伴っての消火器の使用件数についてもお聞かせください。

2つ目の質問ですが、町内の一般家庭及び店舗、事業所等の火災警報器の設置、消火器の設置状況をそれぞれお聞かせいただきたいのですが、一般家庭の火災警報器、店舗及び事業所等の火災警報器の設置、消火器の設置につきましては、消防法により消火設備の設置規定があり、設置を義務づけられているのではないかと思います。まずは、一般家庭の火災警報器の設置の件数、消火器の設置件数がわかればお聞かせください。また、店舗及び事業所等の防火対象物に、火災警報器、消火器が何件のうち何件に設置されていて、設置率のパーセンテージをそれぞれお聞かせください。

3つ目の質問ですが、消火器及び消火剤についてはそれぞれ有効期限がありますが、消火器の保存状態により底が抜けてしまうとか、消火剤に関しては、有効期限が過ぎてしまって万が一火災が発生したときに効力が出せない可能性があると思いますが、どのように保守点検が行われているのか、お聞かせください。また、火災警報器の有効期限と保守点検についてもお聞かせください。

4つ目の質問ですが、今回の火災についてですが、住宅密集地でした。笠松町は人口密度が大きい町で、住宅密集地が多い町です。恐らく今回の事業所も各種設置条件はクリアされていると思うのですが、従業員が帰宅した深夜等に火災が起きた場合は火災警報器が頼りです。

火災警報器の音も、規制がクリアされているとは思いますが、住宅密集地での店舗、事業所に関しては、隣接の方が気づくぐらいの大音量の火災警報器にさせていただけると近隣住民の皆さんも安心されると思います。そこで、笠松町独自で大音量の火災警報器の設置を義務化するのはどうでしょうか。そのことに関しての町長の考えをお聞かせください。

最後の質問ですが、防災対策として、災害時の医療救護計画は非常に重要です。現在の災害時の医療救護計画に関する協定書は、平成16年3月に協定を羽島郡医師会と締結されていますが、具体的な内容は記載されていません。また、医療救護計画を策定するのは羽島郡医師会となっていますが、現在までにしっかりとした医療救護計画が策定されていません。医師会だけで策定ではなく、笠松町も一緒になって策定していくべきと考えます。

現在、羽島郡防災連絡会を立ち上げ、各機関と一緒に検討はしていますが、早急に詳細な医療計画書の策定が重要かと思えます。そのことに関して、町長のお考えをお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 1番 尾関議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、尾関議員さんからの防災対策についての御質問をお答えしたいと思います。まず私からは、住宅密集地での町独自の火災警報器設置義務化と、あるいは災害時の医療救護計画についての御質問に答弁をさせていただき、他の火災件数や、あるいは



火災警報器の設置件数等については、後ほど担当部長より答弁をさせていただきます。

まず住宅密集地での町独自の大音量による火災警報器の設置についてであります。火災報知設備の設置義務のある防火対象物については、住宅が密集している、していないにかかわらず、自動火災報知設備のベル音量が1メートル離れた位置で90デシベル以上という、消防法令等で定められた基準がございます。

また、この消防法の第17条第2項の規定では、その地方の気候風土の特殊性によって、消防法令等の基準のみでは防火目的を達成しがたいと認められるときは、市町村が市町村によって異なる規定を設けることができるとなっておりますが、このように自動火災報知設備の基準というのは国の法令で定められておりますので、町独自の基準を上乗せして義務化するためには、笠松町が他の地域と比べて気候や風土や環境等の特殊性が必要となってくるわけではありますが、そのようなことから、現在においては、議員の言われる大音量の火災警報器の設置義務というのは、この法の趣旨からいっても大変難しいのではないかと判断をしております。

次に、医療救護計画の策定に対する御質問であります。これは尾関議員の言われるように、現時点においても具体的な医療救護計画の策定がない状況の中で、具体的な医療救護計画を策定することは急務なことでありますから、私もその考えのとおりであります。

そのためには、やはり町の避難所の状況や、あるいは医師の参集予測や、そしてまた診療所の状況などを勘案して、医師、そして行政等の役割分担を明確にした実態に即した計画をつくっていく必要があります。現在、医師会や、あるいは警察、消防、行政等の関係機関の中で組織をする羽島郡の防災連絡会におきまして、いわゆる発災後72時間の医療救護体制について、協議や検討が始められておるところであります。その場において、ともに協力しながら、早期の計画策定を目指して進めてまいりたいと思っておりますので、いろいろ御指導いただき、また御助言いただけることがあれば進んで協議を進めていきたいと思っておりますから、お願いを申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 3つの御質問の中のまず第1点目でございます。

過去3年間における住宅、店舗、事業所の火災件数と、消火器の使用件数ということからお答えをいたします。

過去3年の火災件数は、平成22年において住宅火災3件、工場1件、倉庫1件の計5件でございました。消火器使用はございません。平成23年は、住宅火災2件、工場1件の計3件でございまして、そのうち消火器使用は、工場火災の1件でございました。平成24年については、住宅2件、共同住宅1件、飲食店1件、倉庫兼寮1件の計5件でございました。そのうち消火器の使用件数は、飲食店及び倉庫兼寮の2件でございました。

それから、2つ目の一般家庭と防火対象物の火災警報器及び消火器の設置件数についてでござ

ざいます。

一般家庭の火災警報器の設置件数につきましては83.1%（平成25年6月末）となっております。この数値の算出方法といたしましては、羽島郡広域連合が実施しました戸別訪問アンケート調査からの数値（サンプル数1,040）であり、笠松町全世帯のうち何世帯が設置しているかというものではございません。

また、一般家庭における消火器の設置件数については、設置の義務づけがないことから、町、羽島郡広域連合においても把握はしてございません。

次に、店舗、事業所等の火災警報器の設置件数につきましては、自動火災報知設備の設置義務がある防火対象物は301件でございます。その設置状況といたしましては293件、設置率97.3%ということになります。

それから、3つ目の消火器、消火剤、火災警報器の保守点検の実施方法や有効期限についてでございます。

まず保守点検全般についてでございますが、防火対象物で設置義務のある消火器や自動火災報知設備については、法令により点検時期が定められておりますけれども、防火対象物以外は特に定めがないこととなっております。

それから、消火器の保守点検につきましては、防火対象物に設置してあるものは6カ月に1回の点検の義務づけがございます。業者などにより点検が実施されておりますが、家庭に設置する消火器においては、点検義務、有効期限の定めがございませんので、地域の自主防災会などの消火訓練において数年に1度使用し、その後、薬剤を詰めかえる町内が多いというふうに認識をしております。

次に、火災警報器については、防火対象物については6カ月ごとに点検することが義務づけられております。その他の一般家庭における火災警報器については、法令においては点検時期及び有効期限が定められてはおりませんが、おおむね10年の推奨期間を定めているメーカーが多いと聞いております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 1件、答弁漏れですかね、ごめんなさい。

店舗、事業所等の消火器の設置件数ですね。これは設置率のパーセンテージのほうがちょっと聞いていなかったように思えたのですが、100%ということでもよろしいでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 店舗、事業所等につきましては、先ほどもちょっとお答えしたんですが、火災警報器の設置件数について、設置義務がある防火対象物が301件というふうにお答えしまして、その設置率は97.3%というふうにお答えさせていただいたところでございます。

[1 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関俊治議員。

○1 番（尾関俊治君） ごめんなさい。先ほど言った自動火災報知設備というような中に、消火器の件数が含まれているということでもよろしいでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 済みません、消火器の件数でございます。答弁漏れでございまして、設置件数は747件ということでございます。設置率は100%ということでございます。

[1 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関俊治議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。先ほど答弁がなかったものですから、恐らく100%なんだろうと思っていましたので、安心しました。

それでは、再質問させていただきます。

過去3年間の火災合計、先ほど聞いたんですけれども、13件あったということですね。その中の消火器の使用件数は、平成23年の1件と平成24年の2件、3件ということで、使用率というのは13でまた割って二十数%、わかりました。

それ以外の七十数%というのは、消火器を使えないほどの大きな火災なのか、使うほどでもない小さい火災、もしくは夜間の火災で使えなかったのか、そのことをちょっとお聞きしたいんですが、お願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 13件中3件ということで二十数%、七十数%の使えないことの理由ということでございますが、まず消火器を使えないほどの火災であったかという御質問の答えといたしましては、消火器で対応でき得る状態はあくまでも初期消火でございまして、例えば天井のところに延焼したような場合には、消火器で消火することは困難な状態というふうに思っております。

推測でのお答えになると思いますが、消火器を使用しない七十数%は、消火器を設置していない、それから延焼により消火器では対応が困難な状況等の理由が推測されるんじゃないかと思っています。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。私の思ったとおりの回答ですね。

続きましての質問ですけど、一般家庭の火災警報器の設置件数というのが、サンプルでやられたということなんですけれども、83.1%ということがわかりました。

そして、一般家庭における消火器の設置件数というのは、義務づけがないということから把

握してしないということですが、消火器はあるにこしたことはないと思います、一般家庭のほうにですね。火災警報器、消火器の設置率を100%に近づけることが大切かと思いますが、そのための施策をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 消火器の必要性や、あるいは有効性というのは、当然誰もが思っていることでありますし、また消火器の必要性も含めて、防災訓練等では水消火器等の使用の方法を皆さんに現実に体験をしていただきながらしていること。ただ、消火器が義務づけされていないこともありますから、我々が今できることは、いろんな防災訓練を初め、広報やいろんな手段で皆さんにその必要性や大事さをPRすること。当然住民の皆さんも、災害のときもそうではありますが、火災のときも同じことであります。自助というか、自分でできることはまず自分でやる。それは火災消火器も、まず自分が自分の命を守るために持っていなければならないことでありますから、義務づけがされている、されていないにかかわらず、そういう判断をしていくこと。そしてまた、防災意識を高揚していくことが我々の今できることではないかと思えますから、そういうことをやはりもっといろんな機会にPRしながら、広報しながら、住民の皆さんに御理解をいただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○1番（尾関俊治君） ありがとうございます。町長が言われたとおりだと思いますので、そのように行政のほうも、議員のほうも、頑張っていきたいと思っております。

続きまして、店舗、事務所等の火災警報器の設置件数が、先ほど301件中293件、設置率は97.3%とわかりました。本当は高い設置率で安心はしているんですけども、残りの8件が設置されていないということなんですけれども、これは何か理由があるのか、あればお聞かせいただければと思います。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えをいたします。

店舗、それから事務所などを初めとする防火対象物につきましては、建物の利用形態、それから収容人員、階層等により詳細に分類されておりまして、その建物において必要な消防設備が決められております。

防火対象物の立入検査は、羽島郡広域連合消防本部により実施されておりまして、笠松町にある全数の防火対象物を検査するには2年を要しているというのが実情でございまして、その結果、立入検査は2年に1回実施するということになっております。

従前は自動火災報知設備の設備義務がなかったものが、利用変更、例えば用途変更等の理由によって設置義務が生じたといったようなことなどにより、現時点で8件だけ未設置であった

というふうに理解をしております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関俊治議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。

先ほど部長の答弁で、形態が変わったということで設置義務になったということですので、恐らくそれに関しては消防のほうで指導がされて、設置するような方向になっているという認識でよろしいと思いますね、わかりました。

先ほど言った消火器もそうですけれども、火災警報器全て100%を目指すのを頑張っていただけだと思います。

続きまして、家庭に設置する消火器において、点検義務、有効期限の定めがないということなんですけれども、それで地域の自主防災会などの防災訓練において、数年に1度、消火訓練で使用しているとのことなんですけれども、恐らく消火訓練をやられていない町内があると思います。そのことに関して、町内会長等に数年に1回の消火訓練実施を指導していただき、笠松町で把握しておくべきと私は考えますけれども、町の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 消火器に関しては、今まで自主防災会の皆さんに、水消火器を通じて消火器の必要性や、あるいは実際に使うときの経験をしていただくことをずっともう何年来やってきましたが、今おっしゃるように、まだ経験していないところがあるかもしれませんが、このことは自主防災会を通じて広く皆さんにお願いをしていくこと、そしてまず消火器の必要性を広報していくこと、これはやっぱり改めて我々もそういう体制づくりをしていかなければならないと思いますから、防災関係の担当者や防災関係の機関に対しては、そういうこともお話ししながら進めてまいりたいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。

私の地区の桜町もことし消火器の訓練をしたんですけれども、私が桜町に来てからあったのかな、ちょっと記憶が定かではないんですけれども、すごい久しぶりということで、持ち寄った本物の消火器に関しても、これ10年以上たっているなという話もありましたし、10年以上たったものでもちゃんと消火剤が出ましたし、安心はしたんですけれども、町内によっては、やられているところは当然数年に1回やられているとは思うんですけれども、やっていないところも恐らくあると思いますので、その辺のところはしっかり指導いただき、数年に1回の消火器の訓練、私も水消火器をさわってやらせていただきましたけれども、実際経験してみるの目でただ見るだけなのは全然違ってきますので、やはり実際手にとってやっていただくという

ことは大切だと思いますので、そういった指導をよろしく願いいたします。

続きまして、先ほどの大音量の火災警報器の義務づけというのがやはり難しいということは理解できました。

先ほどの答弁で、90デシベル以上のベルの音量ということで聞いたんですけれども、この90デシベルというのは結構な大きな音だと思うんですけれども、ただこれは夏の暑い時期、冬の寒い時期などに閉め切っていると、恐らくやはり聞こえないということだと思います。今回の火災に関しても、近所の人は全く聞こえなかったと。全く聞こえずに、かなり燃えた後、近隣の住民の方が気づかれたということを知っておりますけれども、そういうこともありますので、先ほど基準が90デシベル以上、以上という言葉があったんですけれども、ということですので、音量が恐らく調節できるのではないかと思います。

90デシベル以上ということですので、それ以上の音に調整していただくように、義務は難しいと思うんですけれども、お願いすることは可能ではないかなと思うんですけれども、そのことのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えをいたします。

ベルの音量の調整ということでございますけれども、法令の基準を満たす設備を取りつけるため、90デシベル以上の音量を発する性能を有しておるんですけれども、その音量を調整する機能は有していないということで、調整はできないというふうに聞いております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○1番（尾関俊治君） わかりました。

90デシベル以上の調整ができないということで、ちょっと残念だとは思いますが、今回の質問に至っては、すぐ隣の住民の方はすごい怖かったと。3時間以上燃えて、自分の家の隣で大火事があって非常に怖かったということがあったものですから、こういった質問をさせていただいたんです。

火事を出さないのが一番なんですけれども、やはりどうしても起こってしまうことがありますので、起こってしまったからの対応というのが一番私は大切だと思っておりますので、何とか住民の方が安心できるような対策のほうをとっていただければと思います。

続きまして、災害時の医療救護計画についてなんですけれども、これについては、先ほど言った平成16年3月に羽島郡医師会と協定を結んでいるんですけれども、それから現在、約10年間、医療救護計画が策定されていないということです。

私もこれを知ったのが本当につい最近なものですから、その辺のところはちょっと抜けていたのかなと思いますけれども、先ほどの町長の答弁がありましたので、そのことに関して、行

政のほうも、私も当然協力をさせていただきますし、各機関も協力体制がなっていますので、ぜひ早急の計画をしていただくようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） この際、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時26分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

---

## 日程第2 第49号議案から日程第13 第60号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第2、第49号議案から日程第13、第60号議案までの12議案を一括して議題といたします。

第49号議案 笠松町税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） この第49号議案とその次の第50号議案にも関連があるんですけども、お尋ねしたいんですが、国の法律が変わったことによる条例改正だというふうに理解をしておりますが、お金にかかわることなんですけれども、施行が来年の1月1日からというふうになっているんですけども、国のほうからそういうふうにしろという通達があったのか。通常、会計年度でいくなれば、行政機関というのは4月1日から3月31日までということなので、来年の4月1日からにしてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、1月1日にした理由はどのようなことでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えいたします。

税以外の諸納付金ということございまして、基本が税でございますので、税から波及してこれに影響してきたということでございますので、税の根拠が1月1日ということになりますので、それに準じて税以外も1月1日というふうにさせていただいたわけでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうすると、これは笠松町で独自に決めたことであって、国の法律改正があつて、国は当然、国会で可決されて施行しておると思うんですね。それを受けて笠松町も税条例の改正をするわけですが、笠松町独自でこの1月1日ということにしたわけですね。そ

の確認をしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えいたします。

税ということでお答えさせていただいたんですが、そのもとは地方自治法の231条の3により、地方自体の税外収入についても条例によってということでございますので、それに合わせたということで1月1日とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

全国一律でございます。1月1日からは、延滞金はこのように徴収するというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この49号では、保育料、学童保育の保育料、水道料、下水道料というふうに言われましたが、平成24年度決算で構いませんが、該当している件数、わかれば。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 件数だと思うんですが、済みませんが把握してはおりません。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 今、長野議員さんが水道料の話もされたんですが、実は水道料については、地方自治法の施行令第171条の規定によりまして督促等の関係が発生するわけでございますが、施行令第171条の規定による督促には、要するに督促手数料とか延滞金については規定がございませんので、水道料金については督促も延滞金も発生しないということで理解をしております。

ちなみに、下水道の使用料につきましては、今現在、うちのほうも督促手数料についても、それから延滞料についても徴収しておりません。

なお、近隣の市町の状況につきましては、督促手数料につきましては、岐阜市さん、羽島市さん等は徴収されておみえになりますが、まだ徴収してみえないところも多々ございますので、その辺の部分はまたいろいろ近隣の市町と調整を図りながら検討はしてまいりたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そういうことでいいですか。と同時に、近隣市町との関係で、徴収条例のほうは当然国に準じてやられたと思いますけれど、こうした外のものについて、延滞金やら督促料というのはどの自治体も取っているものなのか、それとも笠松町独自のものなのか、その点は



でしょうか。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えをいたします。

地方自治法の改正と言いましたので、第231条の3のところには、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料ということで言っておりますので、公民館使用料とかいうのも該当します。ただ、2,000円以下ですと発生しませんので、これは額によって違いますので、もとの額によって計算された上での金額ということになります。

それから、どこの自治体も取ってみえるかということですが、各務原とか北方等は取ってみえるというふう聞いております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明のときに、保育料、学童保育の関係というふうにおっしゃっていたんですが、もう一遍改めて、ここに該当する延滞金、あるいは、今度はもちろん14.6からになるんですが、該当している部分はどこどこなのか。今、下水道や水道料のほうはわかりましたけれど、一応これに該当させる分野というのはどこですか。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えいたします。

前にもお話ししたように、保育料、放課後児童クラブ利用料、それから先ほど言いました使用料、手数料でございますので、公民館の使用料であるとか戸籍の手数料等もこれに該当するんですけども、運用上、うちのほうは今取っていないということになります。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

第50号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

第51号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議案の14ページと15ページなんですが、まず民生費、社会福祉費の4目 障害福祉費なんですが、19節 負担金補助及び交付金の70万2,000円、新体系定着支援事業補助金なんですが、自立支援法の関係であしたの会ふくろうの家というふうに説明があったんですが、これ岐阜市のほうへ行っている方ですね。笠松町から何人行っていらっしゃるんですか。それをまずお聞きしたいのと、それからその下、23節 償還金利子及び割引料の349万6,000円の返還金なんですが、その下の福祉医療費も同じく返還金で1,210万3,000円がありますが、これはどういう返還金なのか、まずもってお聞きしたいと思います。

それから、議案の15ページの衛生費、3目の健康増進事業費の償還金利子及び割引料の32万9,000円の返還金についてもどういうものなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

議案の14ページの障害福祉費、負担金補助及び交付金、新体系定着支援事業補助金、あしたの会ふくろうの家に対する補助金なんですけれども、これは1名行ってみえますので、それに関しまして、その事業所に対する定着支援という名目での補助金でございます。

あと、23節の償還金利子及び割引料で返還金ですけれども、これは翌年度精算ということで、前年度の障害者自立支援給付事業に対して国・県支出金が、国が2分の1、県が4分の1支出されておりますので、事業精算に基づく返還金でございます。

それから、福祉医療費につきましても御承知のとおり、県単の福祉医療事業として、町単以外は全て県費が投入されておりますので、それを翌年度精算において返還する部分で、重度の部分が今回はかなり大きかったというところになります。

それから、健康増進事業費での返還金でございますが、がん検診につきまして、国が進める

がん検診を進めようというものに基づいて、若干対象者がダブるような部分がありますが、がん検診推進事業という事業立てをしてやっておりますので、その部分について事業精算で返還金が生じておるといところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうすると、あしたの会ふくろうの家のほうは1名ということで、町が4分の1負担ですから意味はわかります。

この返還金の3つなんですが、今の説明でいうと、要するに平成24年度事業に対する返還金ということで、前年度の精算金ということのような説明なんです。そういうことであるならば、平成25年度の補正予算でやるべきなのか、決算でやるべきものではないのでしょうか。要するに平成24年度にお金をもらっておるわけですね、国とか県とか、当該のところから。それで事業をやりました、お金が余りました、返還しますということになると、平成25年度の補正予算でやるべきものなのか、普通は平成24年度の決算の中でやるべきものじゃないかというふうに私は思いますけれども、その辺、説明をお願いしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本来は平成24年度の補正予算でできればよろしいのですが、事業によりましては年度末までぎりぎり事業が行われて、しかも出納整理期間に整理できない場合がございます。特に国の補助金が入るような場合は、出納整理期間が国の場合は4月でございますので、ある程度給付見込みが立たないということで、例えば3月ぎりぎりまで支出しなければならぬとかいうようなこともございまして、翌年度にある程度多目にとってはおかしいんですけれども、見込みで大体こういう事業はこういうふうに推理するという形で補助金がかままして、翌年度にきっちり確定してから精算するという場合がございます。これがその例に当たるかどうかわかりませんが、3つの事業につきましては翌年度にきっちり精算して、過年度払いのような状態になるんですかね、おっしゃる趣旨からすると。そういう形の事業補助金となっておりますので、これに従って事務を行っておるといものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうすると、今議会で平成24年度の決算について審議をするわけですね。そうすると、平成24年度の決算の中には、この部分は、いわゆる入ってきた金は収入であって、使った金だけが支出で出ておるわけですね、決算の中では。返還金の部分は繰越明許という格好で平成25年度に送っていかないと、ここで補正をやって返還しますよというのはできないんじゃないかなと思うんです。繰越明許をやった覚えがないんですが、その手続はどのようになるん

ですか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 繰越明許の概念とはまたちょっと違いまして、繰越明許の場合は必要な財源を繰り越して翌年度に事業を行うということです。今回の場合は翌年度に事業は行っておりません、平成24年度で終結しております。そして、歳入につきましては、確定した額ですね。確実にその額が入ってきておるわけです。対象経費としては余分にもらっていますが、決算としてはその額が入っていますから、何ら問題はありません。歳出も確定したということで、差し引きの中で、例えば歳入のほうオーバーしておるという場合もあれば、歳入のほうが少ない、要するに対象経費に満たないという場合もございますし、それはまた考え方がいいですか、違う次元の話だと思います。決算としては、お金に色はついていませんので難しいんですけども、一般財源として繰り越された中から今回お支払いをするという形に、イメージ的にはなるかと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 議案の14ページの19節ですが、新体系定着支援事業としての補助金ですが、新しくこういう形になって、ずうっと行っていらっしゃる1名の方について70万2,000円今回支出することになったのか、年度途中からこのあしたの会ふくろうの家へ行かれる方ができたのか、その点はどうでしょうか。

それから、3款 民生費の2項 児童福祉費の2目 保育所総務費で、負担金補助及び交付金で、県の10分の10で、私立保育所に対する保育士の改善ということで690万6,000円だということですが、もう少し具体的にどういうことに使われるか。少し説明されたと思いますけれど、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えいたします。

新体系定着支援事業につきましては、平成24年度の事業なんですけれども、それが今回おかれて請求が来たということでの補助金になるんですけれども、この1名の方につきましては、当初より通所してみえた方ということになります。

文字どおり新体系ということですので、この事業所が旧体系から新体系に移行したということで、従業員の報酬の支払いが旧体系の場合は月額報酬であったんですけれども、新体系になりますと日額報酬という形で、若干そういう額が減ってくる場合、90%を補償するということで、その差額が補助金として支給されるというものなんですけど、旧体系から新体系に移行というのは、障害者自立支援法のもとでの事業所として、生活介護とか療養介護とか、いろいろメニューがございます。そういったものを行う事業所として運営をしていくという切りかわりで

すね。大体平成18年から障害者自立支援法の施行がなって、5年間で経過的に旧体系と言われる従来の知的障害者施設とか身体障害者施設とか療護施設、授産施設といろいろあるんですけど、それぞれの項目に分かれた事業所がこういったそれぞれのメニューサービスをする新しい事業所として運営していくことになっておりました。それで平成24年度、すぐに切ってもいけないということだろうと思いますが、単発で平成24年度、新体系定着支援という名目で補助金が打たれたというものでございます。

保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、以前より国のほうでいろいろ課題とされておりまして待機児童の解消、それから特に民間保育所の人的体制、保育士の量的確保というのは常に課題となっておったと。そんな中で、民間保育所の処遇改善に取り組む事業所が改善計画を策定して、保育士等の人件費を上げることに使っていただいた場合に100%補助すると。財源的には安心こども基金、いわゆる国からの財源が県にもたらされて、後の歳入のほうの県補助でも出てきますけれども、そちらのほうから対象経費の100%という形で、100%は人件費として充当されるというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明ありがとうございました。

そこで、この690万6,000円を生かして、何か臨時雇用の保育士さんの賃金とボーナスというような説明があったような気がしますが、どのように1人に配分されていくのか。そういうふうに説明を聞いたと思っていますが、それでいいでしょうか。まず臨時の保育士さんの人件費に充てると。そして、4つの保育園が対象になるということでしたので、そのこの保育園でどのように具体的にこれが生かされていくのか、そのこのところも教えてください。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

民間保育所・保育園ということで、第一、松枝、下羽栗保育所及び笠松保育園の職員の方に一時金というボーナスのような形で支払いされるというふうに聞いております、計画の段階です。

笠松保育園につきましては、経験年数によってある程度金額の差を設けて支払いをされると。公社の保育所につきましては、町職員から移行のOB以外について措置されるということで、プロパーと嘱託と臨時職員の3段階に金額の差をつけて、一時金として支給されるというふうに計画されておるということで聞いております。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第52号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

第53号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

第54号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

第55号議案 平成24年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑は、歳出を先として各款ごとに行い、その後、歳入全般についてを行います。

それでは、歳出についての質疑に入ります。質疑に際しては、ページ、項、目、節を述べてください。

27ページ、第1款 議会費について。

〔「ありません」の声あり〕

28ページ、第2款 総務費について。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 決算説明資料の30ページ、2款 総務費の1項 総務管理費の8目 諸費の中の定住促進住宅の助成金の関係で271件になっていると思いますが、これは年度を追っての271件ではないかと思いますが、それぞれの年度の件数と額について教えてください。以上お願いします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 決算説明資料の30ページの8目の諸費の一番下の定住促進事業の助成金の年度ごとの件数と金額ということでございますので、まず平成21年が81件の521万7,700円交付してございます。それから平成22年建築が87件の495万9,900円、それから平成23年が103件の610万1,000円で、合計271件の1,627万8,600円ということで、端数調整がしてございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） その中で、町外からの転入と町内の新しく建てかえられた方とあると思いますが、町外からの転入はどれだけか、わかれば教えてください。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） それぞれ転入者の件数を申し上げます。平成21年が35件、平成22年  
が24件、それから平成23年が51件で、合計110件でございます。それぞれ、81のうち35件とい  
うふうな形になります。

○議長（岡田文雄君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 決算説明資料の31ページの企画費の安全対策費、児童生徒通学安全対策  
事業の関連として、主に教育長さんにお尋ねしたいんですが、さきの今月4日、先ほども一般  
質問で話に上りました100ミリ以上のゲリラ豪雨の際、私ちょうど2時45分から30分ぐら  
いの間でしょうか、岐阜のほうから笠松の自宅に帰る途中で、田代のGFCのところで、雨の中、  
かっぱも着ずに自転車で帰ってくる中学生の一団に遭遇したんですが、正直言いまして、ワイ  
パーがきいても雨で視界が途切れるような中を帰ってくる生徒たちの姿が異様な光景に映った  
んです。

それで、ほかの近隣市の対応とかをどうなのかなあと思っていたやさきに、7日の中日新聞  
にちょうど話題に上ってしまして、「集中豪雨の小・中学生の下校」という見出しで、ほかの羽  
島市とか、岐阜市、各務原市一部なんです、小学校ではほとんどの学校で保護者への引き渡  
しと、中学校でも一部保護者の引き渡しということだったんですが、羽島郡の教育委員会に入  
っている岐南、笠松両町においては、小学校においてはいずれも集団下校、中学校においては  
2校とも一斉下校と。

保護者引き渡しということがなかったということなんです、この集団下校とか一斉下校と  
いうのは誰がどのような判断から決められるのか。そして、今回保護者引き渡しではなく、そ  
のように子供たちだけで帰したというようなことはどのような理由から行われたのか。そして、  
その判断というのは誤っていなかったのか、正しかったのかということと、もう1つは、今後、  
こういった大雨のときとかいった際には、保護者引き渡しというのは考えられてみえるのか、  
そのあたり、まずお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 9月4日の件でございますが、私どもは午前中から気象分布図等警報  
が発令されるような時間帯も含めながら、各学校の対処の仕方について随時検討をしてしまし  
ましたが、本当は警報の発令前に帰したかったんですけれども、気象予報図を見ると、本来ならば  
警報発令前に子供たちを下校させるのが一番大事なことだろうと判断しましたが、警報の発令  
前に帰るとということについて、後の避難というものがあることも想定しまして、警報が発令し  
たと同時に、しかも雨が約1時間ほど降らないで、子供たちがぬれずに帰れるのではないかと  
いったことを想定して、1時45分に警報が発令しましたが、教育委員会から1時50分に下校指



示を出しました。ただし、最終は校長の判断でございます。それから、警報発令時は必ず子供たちだけで帰さない、教員が先導するといった条件のもとで一斉に下校をさせました。それぞれの学校では、笠松小学校では2時10分、松枝小学校では2時15分、下羽栗小学校では2時25分、笠松中学校では2時に下校を開始しました。

ただ、私ども、読みが少し甘くて、多くの学校の子供たちは何とかどしゃ降りになる前に自宅に着いたわけですけれども、雨が南のほうから来るということがちょっと想定できませんでした、恥ずかしいことですが。したがって、松枝地区の子供たちが下校途中から降り始めたといった状況で、議員が見られたときに、かなりの強い降りの中を帰宅していた子供たちがいたことは事実でございますが、具体的には、子供の命というのを大前提に考えなければならぬということで、例えば想定されるんなら雨具の準備をさせるとか、警報の発令前に帰宅させるとか、それから警報発令後であっても、かばん等を持たずに直ちに下校させるとか、そういった考察については今後十分検討していかなければならないと思います。

とりわけ、気象予報図を見てみますと、夜半まで間違いなく降り続くと。しかもかなりの量が降るということでしたので、親さんに迎えに来てもらう手をとることも考えられるんですけども、それすら、もしかしたら危険にさらすことにはなりはしないかといった総合的な判断の中で、1時50分に一斉帰宅の指示を出しましたし、各学校の校長の判断でございますが、教育委員会の指示のとおり、1時50分から下校を開始するという準備を各学校で始めました。

一応その日は、私どもの記録では3時15分、学校に残っている子供は、松枝が5名、下羽栗が52名、笠松中が5名と。その日、放課後児童クラブをやってくださるということでしたので、下校して家族がいないところについては放課後児童クラブのほうでお世話をいただきましたし、そこからの下校の手については放課後児童クラブのほうにお任せしたというのが事実でございます。

誤っていなかったかという難しい判断でございますが、誤っていたといえ言えると思いませんし、誤っていなかったといえ、そうとも言えると、大変難しい判断でございました。ただ、事故なく子供たちが帰ってくれたことが何よりでございました。

それから、引き渡しの訓練については、もう既に学校の防災計画の中で実際に実施している学校もございます。これは、例えば大規模地震が起きたというようなとき、子供たちを学校にどうしても退避させなければならないというようなときもありますし、場合によっては、子供たちが学校にいる間に急に雨が降り出してしまって、とても下校させられるような状況ではないというようなときには、当然保護者への直接引き渡しというのをしなければならないと思っています。できるだけそのときの気象情報を早期に集めて、子供たちが安全に帰宅できるような対応を一層進めていきたいと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

今の教育長さんの答弁の中で、先生ができるだけ先導という形なんですけど、自転車通学の場合、基本的に先生と一緒についていくのは非常に難しいと思いますし、私が見たところ、長池のミニストップの前に先生が立ってみえたようなんですけど、さすがに点で監督するだけであって、実際、線で流れてくる全部の生徒をそうやって監視するのは難しい。

そして、今事故はなくて教育長さんがおっしゃいましたが、あのときの豪雨災害で、関市で特別支援学校の生徒が流されて、実際死亡しているという、これは本当にはっきり言って死者の出るような非常に大きな豪雨だったという認識はやっぱり改めていただきたいと。

そして、きのうでしたか、裁判で、東日本大震災のときに園児の通園バスが津波に巻き込まれたということで、園側に1億7,000万円の賠償責任があるという裁判もございました。こういった災害のときに、想定できなかったとか、あるいは我々は十分な判断をしたというふうに言ったところで、実際そういった事故が起きたり、またあるいはそれで行方不明になってしまうようなことが起きた場合は、それは決して許されないというような時代になってきていると思います。

その意味で、教育長さんにもう1つお尋ねしたいんですが、ふだん、校長先生とか教頭先生、主に管理職の方に危機管理に対する講習等はやっていらっしゃるんでしょうか。そのあたりは、皆さん、そういった勉強とか、そういう話し合いの場とか、そういった研修等は実際のところどうなんでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 各学校でいつ実施されているかはわかりませんが、平成23年度に、今まで警報が発令された場合には、大雨ではなくて暴風警報のときのみ、学校を行わずに自宅待機等対応を考えておりましたが、警報発令時については、あらゆる警報、全ての警報、ゆへの警報ですから、あらゆる警報発令時には全て、例えば登校しないとか、11時までにあけたら昼から登校するとか、そういった細かい防災対策について考え、それを各学校で毎年年度初めにはきちんと訓練しておるはずですし、各学校ではいわゆる防災訓練の場を通して学校から周知しておると思っています。何月何日にやったかという確認はしておりません。もちろん、羽島郡2町教育委員会で防災の手引を新たにつくったと同時に、防災体制の整備、そのときに管理職の果たす役割というようなペーパーも独自につくりまして、各学校の校長に届けているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

これから、本当にこうしたゲリラ豪雨というのが日常茶飯事の時代になってくると思います。そして保護者引き渡し、私もPTAをやっていたから、先生方の立場というのはよくわかるんです。そうやって引き渡しになると非常に混乱するとか、迎えに来る親、迎えに来ない親がいて、そのあたりが非常に判断しにくいというような問題はよくわかるんですが、やはり学校というのは、御承知のように、災害時の避難所にも指定されていて、地域の中では一番安全な場所であると思います。

ですから、そういった災害時、もしかしたら大雨が降るんじゃないかとか、突風が吹くんじゃないかとか、そういったものが少しでもある場合は、まず子供たちを安全な場所である学校にとどめて、そして、そのときにやっぱり実際に保護者の方に迎えていただく。多少のそういった混乱を覚悟の上でもやっていただく。それが安全を確保する上に大事だと思いますし、また実際に、他の市や町では今回保護者の引き渡しということをやっているわけですから、そのあたりの実情とか、そういったことを研究していただいて、今後の防災対策に生かしていただきたいと思います。

以上、要望としてお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 決算説明資料の28ページ、2款 総務費の文書費ですね。平成23年度に比べて100万ぐらい多くなっているわけなんですけれども、それと、法令管理のほうを追記ということで、これは紙ベースの管理を含めてということなんですけど、かなりこの部分がふえているのかなというふうに思うんですけれども、どうしてふえたのかということと、以前聞いたときにわからないということだったんですけれども、庁舎内の紙の使用量というのはどのような推移をたどっているかというのがわかれば教えてください。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えをいたします。

決算説明資料の28ページの文書費の金額の増でございます。

まず1点目でございますけれども、町の例規システムの新規条例等の改正に伴う整備等で100万強ふえてございますので、こちらのほうの改正に伴う分ということになります。

それから、紙の使用量の関係でございますけれども、平成23年度と平成24年度を比較いたしますと、モノクロの紙の枚数でいきますと約6,000弱、平成24年度のほうはふえておるといふ状況でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

例規集のほうの紙ベースの分の追記ですね。新規で条例がふえたということで、100万円の増ということなんですけれども、紙ベースのものが必要だということで、電子化したときにどうしても何冊か残さなければならないという御説明があったんですが、いつまで必要なのか。ずうっと両方を管理していかなきゃいけないのか、いつか期限が来るのか、その辺の考え方が1つですね。

それと、一応ペーパーレス化ということを前提にして庁舎内LANを組んで、皆さん一人一人にパソコンを持っていただいて、そういう業務の仕方に変わってきたわけですよ。最初に導入した平成十三、四年ごろに比べてどのくらい変わったのかというのはわかりませんが、少なくとも平成23年度に比べて平成24年度は6,000枚ふえたと。逆に言うと、それを計算しないと出てこないということは、紙の使用量を把握していないということですよ。日常的に。管理していないということですよ。そうすると、ペーパーレス化を目的にLANを組んで、その部分にお金をかけているのにふえているという、それだけ事務が複雑になったといえればそうだけなのかもしれませんが、その辺のところはどういうふうにお考えですかね。

逆に、LANのおかげでパソコンに縛られてしまっているのか、業務が。確かに、パソコンを使い始めると、どこの部でも当初はばあっとふえるんですね、紙の使用量が、逆に。プリントアウトしたりすることもふえますんで、あっちの部署でもこっちの部署でも。そういうことになってふえるんですが、いずれは落ちついてくるという流れを大体くんでおるんですけれども。

ペーパーレス化が一番いいとは言いませんけれども、そこまで庁舎内LANを組んだのであれば、例えばもっと全体にタブレットを持って、完璧に皆さん、うちら議会も含めてですけれども、そういう方向に持っていこうと思われているのか、その辺の考え方についてお尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えいたします。

いつまでかというのが質問の趣旨だと思うんですが、なるほど平成23年度、ちょっと見ますと、平成22年度から平成23年度は減りました。平成24年度がシステム関係、それから新規条例がふえたということで、実際100万ふえましたんですが、いつまでという明快なことは言えないんですけれども、ただ、こうやって総合行政が入ってきまして、いましばらく待っていただくと、これからまた効果が出てくるのではないかなあというふうには思っていますけれども、いつまでというのは明快にはなかなかお答えできないというのが現状かなあと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） それも含めて、ペーパーレス化に向かってどういう考え方というのを今答弁いただかなかったんですけれども、もう3回目なんで、次のときにはお答え願いたいんですけれども。

もうちょっと待っておってもらったらという話は、話の中としてはわからんでもないんですが、議会の答弁にはなっていないというふうに思います。

しかも行政がやることですから、会社でも同じなんですけれども、目標があって、戦略があって、それを実行して達成していく。当たり前のことで、もうちょっと待っていただいたらということはペーパーレス化に対する目標がないという、例規集だけでいえば電子化する目標がない、ペーパーレス化ですね、要は。というふうにも受け取れるんですけれども、先ほど言ったように、全体を見渡してそういう方向に持っていく気があるのかないのか、具体的にお話してください。これ以上言えませんので。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 本当に申しわけございません。なかなか明快に答えられない状況でございまして、総合行政を入れまして、できるところから徐々にやっていくということしか今の段階では返答ができないというのが現実でございまして、そのための努力はしていくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

それでは、次に行きます。

39ページ、第3款 民生費についてであります。

いいですか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 決算説明資料の35ページですけれども、これは歳入のほうとの関係もあるかと思いますが、2,000万ずつのうちの社会福祉基金からの繰り入れで、障害者自立支援の関係に2,000万円繰り入れるというお話があったと思いますが、これはどのように運用されるのか、教えてください。障害福祉費の関係かと思いますが、35ページの4目ですね。

以上、その点だけお願いします。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 社会福祉基金の繰り入れの関係で、当初でお話しした充当先という御質問かと思いますが、この決算でも同じように、2,000万円は障害福祉費の障害者自立支援給付事業に対して基金から繰り入れた分を充当しております。当初予算で計上したのと同じ事業で充当したということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 済みません、もう1つ。

同じ障害福祉費の中の養護訓練、ことばの教室の運営事業の中で、6歳からゼロ歳児までですが、このゼロ歳児の方はどのようなことで発見され、どんな形でここへ参加をしていらっしまったのか。また、ことばの教室としてはどんな訓練が行われたのか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

ゼロ歳児ということで、1歳未満ということなのですが、この方は生まれつきダウン症ということで、障害を持ってみえるということで、こんにち赤ちゃん事業というのがあるんですけど、乳児の戸別訪問というのが保健指導によりなされておるんですけども、そういった中で、当初より訪問の承諾を得た上での訪問をします。そして、3カ月においては乳児健診というのがございまして、そういった中でもやっぱり保護者の方からの御相談があったりということで、普通、ことばの教室は1歳からなんですけれども、8カ月で早期療育が必要であろうということで通所をされ出したというふうに聞いています。具体的には専門的な話になりますもので、療育指導というふうにしか聞いておりませんので、その辺はまた後ほど確認はしたいと思えますけれども、御了承ください。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 受け入れられることは大変いいことだと思いますが、やはり、まだ言葉の発声はゼロ歳児の中ではなかなか難しいところだけれども、ダウン症だということで言葉についてもということになったのではないかと思いますけれど、やっぱり、専門的なことがこうした方たちを受け入れるためにも必要なことも出てきていないだろうかと思っておりますが、ぜひ今後も含めて、単純にそこへ参加すればいいということだけじゃない、その子に特別に対応するような言葉の訓練って必要ではないかと思うんですが、そういうような訓練の結果としては出てきておりませんか。普通に、ゼロ歳から6歳までことばの教室にずっと通ってもらってできる事業なんではないでしょうか。その点が気になります。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

当然専門的な、医療的な面とか、あるいは物理的といいますか、理学的な面とか、あるいは言葉での面ということで、いろんな場面で必要な専門の方に御相談をいただく必要があると思います。あくまで、ことばの教室は、何もともとの言葉のとおり、専門はやはり言葉の教室ということになりますので、どれほどまでの専門的な療育指導ができるかということに関しまし

ては、感覚的な話になってしまいますけれども、十分であるとは言えないと思います。

ですから、今の障害児に限らず、障害者に対するいろんな相談支援の中で、特に障害児の場合は専門の県のそういった施設とかもありますし、最近では地域内に、要するに行政区域内にそういった専門の方を置く事業所も進出してきておりますので、そういったところも活用しながら、療育に努めていくべきというふうに考えております。

○議長（岡田文雄君） ほかに。

[挙手する者あり]

川島議員。

○4番（川島功士君） 決算説明資料の35ページの3目 老人福祉費の中の老人クラブ負担金補助事業は、議案精読中の議案勉強会でお聞きしたんですけれども、クラブ数が減っているわけなんですね。なかなか役員の引受手がないという話をお聞きしたんですけれども、高齢者施策をつくっていく上で、一つの居場所とか行き場所の一つ、重要な場所だろうと思うんですが、役員になられる方がいなくなるから減っていくままにしておくのか、何かそういうのを食いとめるような施策なり、何かの考え方をお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

それともう1つ、放課後児童クラブ事業ということなんですけれども、若干対象人数とか年間の日数とかも減っておって金額も減っておるわけなんですけれども、先ほど、ことばの教室にもありましたけれども、発達障害の方もお見えになっているのか。もしそういう方がお見えになるのであれば、そのために何か特別な施策なり方策をとっておられるのかということが1点と、もう1つ、先ほどの古田議員の質問にも関連があるんですが、教育長の答弁の中に、放課後児童クラブのほうで面倒を見ていただいたのでという話があったんですが、例えばそういう災害があったり児童を引き渡すような場合に、放課後児童クラブのほうへ連れていって、そこで面倒を見てもらうという場合の町と教育委員会なり学校との取り決めというか、何かそういうものがあるのでしょうか。それとも単純に、ある学校の先生、教頭先生、校長先生、担当の先生と児童クラブの担当者との人間関係で成り立っているのか。その辺のところは、何かあったときに責任問題というのが当然出てきますので、学校教育なのか、福祉なのかという部分で。しゃくし定規にはいかないと思うんですが、その辺のところはどのようにお考えになっているのか、その2点、お願いします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

老人クラブの活性化ということでは、ほかの議員からも御指摘があって、何らかの手を打ちたいという形で一応工夫はしておるつもりなんですけど、なかなかお願いするのは、やはりそういった一肌脱いでいただける方がそんなには見えませんのでということで、現実的には非常に苦しんでおるといのが実情なんですけど、一般質問のときにもございましたが、介護保険のN

POなり何なりの中でも、やはり老人クラブの活動というのは、元気老人の方をそのまま支えていただいておりますということで非常に重要な部分でありまして、従来から老人福祉計画、介護保険事業計画の中でもそういった部分というのは計画に盛り込まれておりまして、今度の第6期の計画策定に向けて、やはりそういったことをもうちょっと具体的に進められるような施策を打つような検討をさらにしていかなければならないと考えております。

そして、もう1点の放課後児童クラブにつきましては、実際はちょっと遅かったのかもしれませんが、最近のゲリラ豪雨が日常的になっておると、ここ二、三年、ずうっと必ず来ておるといことで、結構、保護者の方からも急に帰すと言われても困りますというような御要望もありまして、児童福祉施設としてやはり一つガイドラインを持って、きっちりと基本原則受け入れするという形で、昨年度、要綱といいますか、マニュアルといいますか、そういったものをつくりまして、大体、学校の場合は、朝のうちに警報が出ていなければ登校します。途中で警報が出ると、給食を食べてから下校するというのが大体基本的なパターンだと思うんですけども、そういった場合は、そのまま通常どおり運営しまして、保護者への引き渡しができる。そうでない場合は、イレギュラーで例えば食事をとらずに帰られちゃったということがもしあれば、そういう場合は帰れるというふうに判断されたということで、帰っていただく。よっぽどイレギュラーなパターンでない限りは、原則お引き受けすると。要するに、通常どおり運営すると。最初から暴風警報が出ておって、学校が休みになったような場合は、当然うちも休所という形にはなるんですが、そういったさまざまな細かい部分であるんですけども、こういう場合は、ああいう場合はというケース・バイ・ケースの例示をしながらマニュアル的なものをつくりまして、その上では学校さんとも協議を昨年度しておりますので、そちらの方へ事前にこういったガイドラインでということを確認をさせていただいて、今年度はまさにそれが役に立っておるといふふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

私も大変心配しておりまして、当初でき始めのころ、非常に親さんからの反発も強くて、本当に四苦八苦した覚えがあります。ちょうど小学校のPTAの役員もやっております、非難の嵐がごうごうとした中で出発しましたので、先生方からの非常な抵抗もありまして、場所の問題とかいろんなことで。両方の板挟みになって、PTA役員で非常に苦労した覚えがありますので、ぜひともそういう子供たちの安全のために続けていっていただきたいと思っております。

それと、まだ答弁をもらっていないんですけども、発達障害の関係はどうなっていますかというようなことを聞いたんですけども、その答弁をいただいているのでよろしく願いますということです。



それから、単位老人クラブのことは大体そういうことだろうと思いますけれども、老人福祉計画の中核というか、大事な部分ですので、人がいないわけではないので、申しわけないんですけども、何とか御尽力をいただいて、本来は加入される方々のための団体なんですよ。確かに人間的な関係であの人がおるで嫌やとか、いろいろあるかとは思いますが、何らかの自分たちが入っていてよかったというようなことにならないとなかなか入ってくれないのかなあというふうにも思いますけれども、元気で長生きしていただくための方法を何とか探っていたきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 大変失礼いたしました、答弁漏れがありましたようで。

放課後児童クラブにおける発達障害児童に関しましては、以前より若干見えたということで、平成24年度もたしか数名見えたと思います。そういった場合、職員の配置基準というのがございまして、それよりもプラスアルファ、要するに加配というような形で1名指導員を動員させておるということと、あと昨年度あたりから資質向上ということで、積極的に研修に派遣するというようなことも行っておりまして、今後、やっぱり課題としては、そういった発達障害児の対応について重点的に対応できるように、研修を重ねていかなければならないと考えております。

○議長（岡田文雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

それでは46ページ、第4款 衛生費について。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 決算説明資料の45ページです。岐阜羽島衛生施設組合の負担金で、ごみ処理施設建設費負担金1,382万7,000円で、当初予算のとき、私の質問に対して、2市2町で負担をしており、組合として新しい施設ができたときにということで負担するものだという、草を刈ったり、指導をとというようなお話があったと思いますが、まずこの2市2町の負担額、それから、合わせてどれだけになり、平成23年度の決算では、ごみ処理施設建設準備費負担金で4,099万4,000円出しています。このときと今回のごみ処理建設費負担金とは趣旨が違った内容なのか。それから、実際にはまだ土地の取得ができていない平成24年度だと思いますが、どのような内容に使われたのか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 認定資料の45ページの岐阜羽島衛生施設組合負担金の中のごみ処理施設建設費負担金の関係でございまして、平成24年度当初予算と決算額が同額になっておりますので、あわせて申し上げさせていただきます。

2市2町の合計で8,582万円。岐阜市が3,027万4,000円、羽島市が2,633万3,000円、岐南町が1,538万6,000円。笠松町は、この決算で書いてあるとおり1,382万7,000円。2市2町の内訳は以上でございます。

今の負担金の算出でございますが、実績割額ということで、施設建設費支出額の中のハード事業に係る費用を実績割としております。搬入実績の85%、人口割の15%、そういったもので算出をされておりますが、平成24年度におきましては、実施した事業の内容といたしまして当初に上げておりましたのが、事業者の選定関係の業務の委託と、アドバイザー事業といたしますか、建設予定地の草刈り委託、用地の管理委託等々が上がっております。

そういった中で、総額といたしましては、実績割額の対象事業としては6,417万5,000円が組合のほうでは計上されております。このうち執行されましたのは、今、第2濃尾大橋といたしますか、橋ができて、そこで道路の建設が進んでおります。その側道部分で、大型車、いわゆる処理場ができたときにパッカー車とかコンテナ車が側道を通りますが、そういったものに対応のできるような道路の構造にするための支出が980万円弱になりますが、そういったものがございまして。先ほど申しました6,417万5,000円のうち、この部分を支出いたしまして、残りは繰り越しとなっております。

平成23年度の関係も御質問がございましたが、笠松町の負担金といたしましては4,099万4,000円、2市2町の合計でいきますと1億9,335万6,000円ということになっておりますが、これも用地取得等の関係、先ほど申しましたように、ハード事業に係る部分が算出されて計上されておるものでございますが、事業が進んでおりませんので繰り越しということになっておるものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この土地というのは、今、羽島市で折衝中の土地ではないかと思いますが、39人の中で12人が反対をしており、まだ土地が取得してないわけですが、大変長引いておりますが、この土地が御破算になって違う場所になった場合、こうしたハード面のことを支出しなければならないものなのか、私は疑問に思いますが、どのように考えて支出をされているのか。

それからもう1つは、今、ハード面で側道面と言われたんですが、実は岐阜市できのうの朝、審議をされまして、岐阜市の中での答弁は、ハード面ではなくて、平成24年度で使った分はその土地を取得するための人を説得するときとというか、会合を開いて、出張していくための人件費として、超過勤務手当として出したということ聞いておりますが、その辺調べていただきたいと思っておりますし、こうしたハード面に出すなんていうことは今やるべきことではないと私は考えますが、どう思われますか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 今お尋ねのございました、人件費に係る分ということで岐阜市のほうで答弁されたということでございますが、実績割と均等割がございまして、均等割で支出しておる部分につきましては、そういった人件費、いわゆる岐阜市から来ておる職員や何かの給与とか、向こうで負担する部分や何か除いた分に対して支出する分がありますが、均等割の中ではそういった人件費について支出をしております。その部分についてのお尋ねで答えられた部分だと思います。

私が今申しました実績割のほうでいきますと、道路が今つくられておりますが、その側道に当たる部分につきましては、建設が決まってから、後で工事をすることができませんので、側道部分についてはそういった負担をしながら、大型車が通っても耐えられるような路盤といいますか、そういったことになるような部分を実績割の中で負担をしておるというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今、羽島市の中でも、もうここについては可能性がないので、改めたところへという話も出ていと聞いておりますし、私たちもここでなるということは大分不可能に近くなってきておるのではないかと思えるし、平成28年度からのことを考えてもこうした支出というのはおかしいと思いますし、それからその道路をつくって、もし違うところに移った場合、返還金というのは羽島市が責任をとって行うものなのでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 次期ごみ焼却施設の関係でございますが、今現在も現候補地のところで推進するということの確認がされておりますので、平成24年度決算におきましては、その施設の建設に向けた必要部分といいますか、後で、先ほど申しましたような側道部分ですね、道路の工事というのができませんので、現候補地のところで推進するというので、必要な部分についてはこちらで支出をしておるということでございます。

それから、そういった経費について今後どのようになるかというのは、また2市2町の中でそれぞれ協議がされていくことと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今の件なんですが、部長のほうから平成24年度と平成23年度の金額について説明をされたんですね。今の羽島市の城屋敷が候補地になってからかなりの年数がたつわけですね。その間に、いわゆる用地取得の関係で、平成23年度に4,000万円を笠松町が出しているんですけども、それ以外にも、平成22年度とか平成21年度とか出しているんじゃないか

と思うんですね。今幾らお金が組合に累積でたまっているのか。それについては、今まだ候補地があそこから移動しないでそのままの状態ですので、お金を移動させるということは不可能かもしれませんが、しかし限界も限界、一日も余裕がないような状況ですわね。

その辺で、組合として、これ町長さんにお尋ねしますけれども、岐阜市長がヨーロッパから帰ってきたら一遍組合で首長会議をやって早急に話し合うということを書いてみえたんですが、もう細江市長が帰ってみえてから半月以上たつわけですね。今まで首長会議といますか、組合の会議があったのかどうか。また、なかったとするならば、いつあって、どう対応されていくのか。平成28年の3月までには完成は絶対不可能だと。建設時期からいっても不可能なんですわね。そうすると、笠松町としての対応を考えざるを得ないということですので、その辺の対応について、前から町長さんが書いてみえるようなことなんですけれども、その辺の状況もあわせてお聞きしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の議会の中で、平成24年度決算でお示ししているお金や支出に関しては、まだこの時点では、昨年の12月に新たに今の松井市長が誕生して、その市長が今の候補地で最大限皆さんを説得して、理解して進めるということで進んでいるのがこの平成24年度予算の中でのお金の話であります。

これから先の話になりますが、もはや就任されたから1年たつ中で、地元でのいろんな説明会や話し合いは2回進めてこられました。そしてまた、いろんな市民に対しての理解を得られるような活動をして努力をしてこられました。しかし、地元の地主の皆さんの説得が予定どおり進んでいるわけではありませんから、今のところ、全くそういう意味ではまだめどが立っていないというのが事実であります。

そういう中で、私どもも今度の組合議会の前にでも、できれば2市2町の首長の中で1回、直接羽島の市長から今の現状等やこれからの考えを聞きながら、やはり決断をしなきゃならんときが来るだろうということではありますが、ただ思うのは、どうしてもあの場所がだめだからどこかほかで考えますというのは答えになっていないことでもありますから、我々としては、やはり一番の問題は、今の候補地を選定して進められた羽島市さんが今の候補地がだめになった場合に関しては、じゃあどここの候補地に関して、こういうような対応でこういうふうに進めるということでない、多分2市2町の首長会議では、そこがだめなら次を考えてくださいというぐあいにはならないだろうと僕は思っております。それは、岐阜市長も、あるいは隣の岐南町長も同じ考え方ではないかと思えますし、そのことに関しては、羽島の市長自身、大きな危機感を持っているいろんな方面を当たってみえますから、そういう話し合いの中ではいろんな考えが出てくると思えます。

しかし、今の時点では現候補地を最後まで御理解いただけるように努力をしている最中とい

うことでありますから、そのことを検証しながら我々は進まなければならないと思っていますし、今言われたように、平成28年度からの必ず訪れる空白期間に関しては、町民の皆さんへの責任として我々行政がきちっと対応していくことも考えながら、両面で進めているのが今の現状であります。

そういうことをしっかり見据えながら進んできたんですが、時期がどんどん進んでまいりました。ですから、いろんな意味で決断をされなければならない時期が近づいてきているんじゃないかと思います。今のところで最後まで行くというのも一つの決断になると思いますし、そうではない方法が出てくれば、我々としては最善を尽くして協力をしていくことがその道になると思いますので、近々の首長会議、あるいは組合の議会における状況を注視していきたいと思っていますし、いずれにしても、議会の皆さんには事が変わり次第、いろんな意味で早急にお知らせをしながら対応を進めていきたいと思っております。

[発言する者あり]

○議長（岡田文雄君） では、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時52分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

6番 伏屋隆男議員の答弁を求めます。

大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） ごみ処理施設建設費負担金の合計ということですが、今資料としてわかりますのは、笠松町が今までに払った負担金ということでお答えさせていただきます。平成19年度から平成24年度の決算までの合計になりますが、7,442万6,000円でございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 7,400万円ほど支払ってあるんですが、そのうち大部分、先ほどの平成24年度では全体で900万円ぐらいでしたかね、道路整備費に使われたと。そして、先ほど長野さんが言われたような人件費も支払っているというようなこともあります。土地の取得を目的に拠出をしたお金もあるんじゃないかなあということを思いますが、その金は今組合にプールされていて、次期候補地が決定をし、用地買収になったときにそのお金を充当していくというふうなことで私は理解をしているんですけども、それによろしいかどうかの確認をしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） ただいま御質問にありましたように、組合のほうで繰り越して事業費として持っておられて、それが今後事業が動き出せばそこに充てられていくということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） もし最悪の事態、羽島市が今の候補地を断念し、なおかつ次期候補地も見つからないとなったときには、その金は精算してお返しをいただけるんでしょうね。それも確認したいんですが。

○議長（岡田文雄君） 大橋企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（大橋雅文君） 今現在は現候補地で事業を推進するということが確認されておりますので、それに基づいて負担金は支払っております。今現在、事業が進んでいない状況でございますので、次年度以降といたしますか、その後の負担金や何かはどうすべきかということは新年度に向けてまた予算編成の中でも協議がされていくことになります。

ただ、今お話ししましたように、現候補地で事業を推進するということが確認されておりますので、これまでに払った部分については、そこでの事業推進のための経費として充当されていくと。それが、先ほどお話があった方が一というようなときには、それぞれまた構成団体、組合と2市2町のそれぞれの首長の間でいろんな協議がされると。それと、今までに執行した部分についてもそれと同じような協議がされるということになるかと思えます。

○議長（岡田文雄君） ほかに、いいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、衛生費を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。

延会 午後3時02分